

学生アルバイトの皆様へ

—学生アルバイトに伝えたい4つのこと—



6月27日(水) 11:30~13時、J R西千葉駅前も千葉大学校門前で、県内初めての学生に向けてのチラシ配布を行いました。

2か月に1回、反失業千葉県共闘会議主催の労働相談事例研究会を行ってきた中で、参加者の大学生から、ブラックバイトのチラシを作成したので、県内の大学に宣伝行動を!

そこで、県内のユニオン(千葉スクラムユニオン、ユニオン市原、東葛飾ふれあいユニオン)と憲法を活かす会・千葉県協議会の団体の連絡先を記載しているチラシを、千葉市内にある千葉スクラムユニオンの旗とスピーカーで宣伝とチラシ配布を行いました。

当初は、時間を朝夕か昼かと判断に迷いました。また、「千葉大生はチラシを取らないよ!」との話もありました。

当日は、4人での配布でしたが、校門前では学生がひっきりなしに出入りしていることに驚きました。

チラシは500枚を用意し、100枚余りが配布されました。また、チラシを受取り裏面の「4つのこと」を歩きながら読んでいる学生

もいました。

7月にはJ R津田沼駅前の千葉工大校門で行うことを検討しています。

また、先日、千葉県共闘協議会があり、議長の千葉県高教組委員長から、6月30日に大会があるから100枚ほどチラシを欲しいと依頼されました。高校生もブラックアルバイトの対象なのです。



「No! オスプレイ」と書かれた紙を掲げ、木更津駐屯地へのオスプレイ暫定配備に反対する参加者ら=1日、千葉県木更津市の吾妻公園で

「オスプレイ来るな いらぬ」 木更津で集会

陸上自衛隊木更津駐屯地(千葉県木更津市)への新型輸送機オスプレイの暫定配備に反対しようと、住民らでつくる実行委員会が1日、駐屯地に隣接する公園で集会を開きました。主催者発表で約2200人が県内外から集まり、「No! オスプレイ」のメッセージを掲げて拒否の声を上げた。

市内の住民団体「オスプレイ来るな いらぬ住民の会」会長で、実行委共同代表の吉田勇悟さん(69)は「オスプレイが落ちてからでは遅い。日本のどこにもいらぬ」と訴えました。暫定配備に反対するとともに、米

軍と陸自のオスプレイ定期整備拠点化の撤回を求めるアピール文を採択しました。

集会後、参加者らはJR木更津駅まで約1.4キロを行進。「オスプレイ飛ばすな」「みんなの力で政治を変えよう」などと繰り返しました。

防衛省は今秋以降、陸自のオスプレイ計17機を順次導入する方針だが、佐賀空港（佐賀市）への配備計画が難航し、暫定的な配備先として木更津駐屯地が候補に挙がっています。

（「毎日」20180702）

パワハラを許さない！

H（62歳）さんは（株）在宅支援総合ケアサービスに運転手として働いています。職場はJR稲毛駅前にあります。H30年4月4日に労基署にも相談をしています。

・夕方、部門間の移動をする際に、課長から了承済みの社有車を利用したところ、翌日の昼頃、部長から「会社の車を社長の許可も得ずに勝手に利用し横領したので、始末書を書きなさい」と本社で周囲で働いている大勢の社員たちに聞こえるように大きな声で命令されました。

・社長のいる前で、部長から「今日のことと前回のことで、私は1対1でしゃべるときに貴方からパワハラを受けました。」

Hさんは、会社のこのような態度をどうしても許せない。パワハラを謝罪と慰謝料を求めて、お互い様ユニオンに加盟して会社に団交を要求しました。

千葉スクラムユニオンにお互い様ユニオンから、会社もHさんも千葉市稲毛区にあるので、千葉スクラムユニオンへの支援があり、了承しました。団交は千葉市内で6月14日と決まりました。その際、お互い様ユニオンからHさんが千葉スクラムユニオンに二重加盟をするので千葉スクラムユニオンとの統一団交の要請を受けました。

次回団交は8月を予定しましたが、千葉スクラムユニオン組合員の日程が合わず8月下旬以降となりました。

埼玉医科大学「解雇撤回」裁判！

7月4日（水）16:30から千葉地裁の民事一部の準備室で弁論準備のための話し合いがありました。

Eさんは精神保健福祉士として埼玉医科大学にH17年6月から入職しました。しかし、埼玉医科大学はEさんが門前で組合加盟の呼びかけチラシを配布してから（H17年6月ころ～H26年3月）、首切りの対象者として様々な嫌がらせを行い、精神的に勤務ができない状態にまで追い込まれました。しかし、Eさんは復調し、いつでも復職できる状況の中で、埼玉医科大学との職場復帰のための職場環境の話し合いをしたが、埼玉医科大学が改善をおこなわなかったことで復職ができず、さらに、調停を申し出たが、復帰のための環境調整を怠り、調停が継続。Eさんは埼玉医科大学に「就労請求権のはく奪」「就業機会をはく奪」された。埼玉医科大学はEさんを監視し続け、150項目の解雇理由を並べて、H29年8月21日解雇しました。

まさに、埼玉医科大学の組合結成は許さない。Eさんの首を切るために必要に監視を行い解雇したものであり、社会的に許せる行為ではありません。東京・お互い様ユニオンの組合員として、埼玉医科大学は埼玉・川越にあり、組合は東京で、Eさんの居住地が千葉県市川ということで、千葉地裁となりました。お互い様ユニオンより要請があり、裁判所前の宣伝行動と傍聴を呼びかけてきました。

次回裁判

9月26日(水)16:30～

千葉地裁4F・民事一部準備室